

令和6年度認知症月間における普及啓発業務委託 企画提案公募実施要領

1 企画提案の目的

本業務は、「認知症理解普及促進事業」の認知症月間における普及啓発の企画・実施に係る業務を委託するため、当企画提案公募実施要領により事業実施に係る企画・提案等を募集し、委託先の候補者を選定しようとするものである。

2 業務の内容

別紙1「仕様書（令和6年度認知症月間における普及啓発業務委託）」のとおり。

3 事業実施期間

契約締結日～令和6年10月31日（木）（予定）

4 企画提案の上限額

567千円（消費税及び地方消費税込）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 企画提案公募参加資格

鹿児島県内に本支店等営業活動の拠点を有する企業等で、次の（1）～（7）に掲げる全ての事項を満たす者。

- （1） 県の役務等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく入札参加資格審査に合格していること。
- （2） 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第1号から第4号の規定に該当しない者であること。
- （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4） 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申し立て、手形または小切手が不渡りとなったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く）にないこと。
- （5） 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- （6） 県税について滞納がないこと。
- （7） 本委託業務を適切、公正、中立、かつ効率的に実施することができる団体であること。

6 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア	参加申込書（様式1）	1部
イ	企画提案書（様式2）	1部
ウ	提案書（任意様式）	9部
エ	受託業務実績表（様式3）	1部
オ	事業者の概要書（様式4）	1部
カ	参考見積書（任意様式）	1部
キ	誓約書及び役員等名簿（様式5）（注）	1部
ク	その他（任意様式。必要に応じて提出可）	9部

（注）「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」に基づき、県警に照会するために使用する。令和6年度に属する契約について、既に県に誓約書及び役員等名簿を提出し、かつ、提出時から役員等の変更がない場合は、その旨の申出書（様式6）の提出でも可。

(2) 企画提案書の内容

以下ア～ウについて、本業務の目的や仕様書の内容を考慮したうえで、提案理由やコンセプトなどを具体的に明記するほか、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。

ア 講演会又はシンポジウム

- ・講師又は登壇者、開催場所の案を説明すること
- ・集客率を上げる案を説明すること

イ 広報素材の制作

- ・ポスター及びSNSでの広報に活用可能な素材の案を説明すること

ウ その他効果が高いと判断される手段による普及啓発活動の実施

- ・その他、実施できる効果的な取り組みがある場合は提案すること

(3) 作成方法

形式：原則としてA4判タテ、横書き、左綴じとすること。

見積書：報償費、旅費、需用費等の区別に記載し、内訳を詳細に記載すること。

なお、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(4) 提出期限

参加申込書：令和6年5月22日（水）午後5時（必着）

参加申込書以外の提出書類：令和6年6月10日（月）午後5時（必着）

(5) 提出方法

参加申込書はFAXまたは電子メール、その他の書類は持参又は郵送により「13 問合せ先・提出先」へ提出すること。なお、郵送等の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(6) 留意事項

- ・ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ・ 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・ 企画提案書の提出は、参加者 1 人につき 1 案のみとし、複数の提案はできない。
- ・ 参加を辞退する場合は、辞退届（様式 8）を「13 問合せ先・提出先」へ提出すること。
- ・ 採用された企画書の使用権は委託者に帰属する。
- ・ 契約候補者の決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正または変更する場合がある。
- ・ 企画書の作成、提出及び企画提案に関する経費は、すべて企画提案者の負担とする。

7 質問票の提出

(1) 受付期間

令和 6 年 5 月 20 日(月)午後 5 時まで ※受付期間後の質問は一切受け付けない。

(2) 提出物

質問票（様式 7）

(3) 提出方法

電子メールにより「13 問合せ先・提出先」へ提出すること。

なお、郵送、FAX、電話又は口頭による質問は受け付けない。また、電子メールの送信後、電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、参加申込者全員へ電子メールにて送付する。

なお、質問の趣旨について、質問者へ問合せを行うことがある。

8 企画提案の実施

提案者は、作成した企画提案書を基に以下の日程等で企画提案を行う。

(1) 日時

令和 6 年 6 月 12 日(水)午後 2 時開始予定

(2) 場所

県庁行政庁舎 2 階会議室（2-保-1）

(3) 時間

説明時間 20 分以内（1 応募者ごとにつき）

質疑時間 10 分以内（1 応募者ごとにつき）

9 契約候補者の選定方法等

(1) 審査方法

選考委員会を設置し、提出された企画提案書の内容を踏まえ、総合的に審査・評価を実施する。ただし、応募多数の場合は、事前選定をする場合がある。

(2) 契約候補者の選定

選考委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1位を契約候補者として選定する。なお、提案者が一者の場合は、審査の合計点が満点の6割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、全ての提案者に書面で通知する。なお、審査内容及び評価結果については公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申立は認めない。

10 契約の方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選考委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(3) 委託金額は、事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、上記4に定める額を上限とする。

(4) 契約保証金は、鹿児島県契約規則第30条の規定により、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、同規則第33条の規定に該当する場合は免除する。

11 その他留意事項

(1) 提案参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

(2) 所定の期日及び場所に必要書類の提出がなかった場合は、無効となる。

(3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反があった場合

イ 当該関係者に対し当該企画提案募集に関わる不正な接触の事実が認められた場合

(4) 提出された書類は、選定作業のために必要最小限の範囲で複写することがある。

(5) 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。

(6) 受託者(受託者の社員を含む。)が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、

別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。

(7) 業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。

12 企画提案に関する日程

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 質問提出期限 | 令和6年5月20日(月)午後5時(必着) |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和6年5月22日(水)午後5時(必着) |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和6年6月10日(月)午後5時(必着) |
| (4) 企画提案会 | 令和6年6月12日(水) |
| (5) 選考結果通知, 仕様内容の協議 | 令和6年6月下旬 |

なお、この企画提案に係る事前説明会は実施しない。

13 問合せ先・提出先

鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課認知症・生活支援係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-2701

FAX番号 099-286-5554

メール nintitaisaku@pref.kagoshima.lg.jp